

## 株式分割に関する基準日設定公告

2019年8月9日

株主各位

栃木県宇都宮市清原工業団地8番3  
マニ－株式会社  
代表執行役社長 高井 壽秀

当社は、2019年7月4日開催の取締役会において、2019年9月1日をもって、当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年8月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年8月30日）と定めましてので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年9月1日をもって、当社定款第7条の発行可能株式総数を237,600,000株増加して、356,400,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

---

### お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2019年9月下旬にお届け住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2019年9月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社  
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）